

John Barnes, Sports and the Law in Canada, Third Edition(1996)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/44842

《翻訳》

ジョン・バーンス
「カナダにおけるスポーツと法」(7)

John Barnes, Sports and the Law
In Canada, Third Edition (1996)

西村 秀二

目次

はしがき

判例一覧

第1章 スポーツの公的規制 (Public Regulation of Sports)

A. スポーツとスポーツ法

B. 国家的利害関係：歴史的テーマ

C. 行政的プログラムと政策

1. 権限の分配

2. 連邦政府

a. 健康とアマチュアスポーツ法 (The Fitness and Amateur Act)
(“FAS Act”)

b. その他の政策：フットボール、アイスホッケーと国際関係

c. その他のプログラム

3. 州政府

D. 資金調達

1. くじ (Lotteries)

2. 慈善スポーツ

3. スポンサーシップとタバコ産業

E. 制定法上の規制

1. 概論

a. 連邦法

b. 州法

翻 訳

2. 非合法的なスポーツ
3. 格闘技スポーツ—ボクシングの問題
4. 競馬
5. ボーティング (Boating)
6. 狩猟と魚釣り (以上、金沢法学 53 巻 2 号)

第 2 章 アスリーートの権利

A. 概論

1. カナダの権利と自由憲章
2. 人権法
3. 救済手段

B. 平等権

1. 性差別
2. 障害を持つアスリート
3. 先住民と明らかな少数民族
4. 出生地
5. フランス語使用者の利害関係

C. 適格性と懲戒

1. 私的協会
2. アマチュア資格と経済的事情
3. 適格性と選抜
4. 懲戒
5. ジュニアアイスホッケー
6. マイナーアイスホッケー
7. カナダ大学間スポーツ連合

D. ドーピングコントロール

1. 序論—ベン・ジョンソンと Dubin 検査
2. 禁止リスト—カラカスからカナダアンチドーピング機構 (CADO) へ
3. スポーツにおけるドーピング罰則に関するカナダの政策
—カナダスポーツ倫理センター
4. 無益性、矛盾、有害性
5. 異議申立と司法審査

E. 紛争の解決 (以上、金沢法学 54 巻 1 号)

第 3 章 スポーツビジネス

A. 概論

1. スポーツ経済とスポーツマーケティング

2. 権利と財産

B. プロスポーツ

1. ティーム所有権と被雇用者
2. 総収入と課税
3. 公的助成金
4. テレビジョン契約
5. 独占権、需要独占、保有権（以上、金沢法学 54 巻 2 号）

第 4 章 競争法と労働法

A. 競争法

1. 概論
2. 6 条と 48 条
3. プレーヤーの拘束
4. フランチャイズ権の制限

B. 取引制限の原理

C. アメリカの独占禁止法—NFL(the National Football League) の事例

1. 概論
2. プレーヤーの拘束
3. 労働者の適用除外 (the Labour Exemption)
4. フランチャイズ権の制限

D. 労働法

1. 概論
2. 労働関係法 (the National Labor Relation Act)
3. カナダの労働法（以上、金沢法学 55 巻 1 号）

第 5 章 カナダフットボールリーグ (the Canadian Football League)

A. 法的歴史

1. 概論
2. リーグの拡大と縮小
3. プレーヤーの拘束と選手会

B. CFL 規制

C. 団体交渉協定 (Collective Bargaining Agreement)

D. その他の問題：懲戒権と薬物検査（以上、金沢法学 56 巻 1 号）

第 6 章 ナショナルアイスホッケーリーグ

A. 法的歴史

1. 概論
2. 国際アイスホッケー協会

- 3. 選手会
- 4. 年金事例
- B. NHL 規約—フリーエージェント補償金
- C. 団体交渉協定
- D. その他の問題 (以上、金沢法学 58 卷 1 号)

第 7 章 メジャーリーグ野球

- A. コミッショナー
- B. 反トラスト法上の適用除外 (Antitrust Exemption)
- C. 選手交渉 (Player Relations)
- D. その他の問題

第 8 章 ナショナルバスケットボール協会

- A. 概論
- B. プレーヤー拘束
- C. サラリーキャップ制度 (Salary Cap)
- D. その他の問題

第 9 章 選手契約

- A. 標準選手契約
 - 1. 概論
 - 2. 成立と取り消し (Formation and Avoidance)
 - 3. 契約違反を生じさせること
 - 4. 内容：権利と義務
- B. 救済手段と施行
- C. 報酬と交渉
 - 1. 契約交渉
 - 2. 特別約款
 - 3. 代理人
 - 4. 所得税

第 10 章 スポーツ傷害：刑事責任と民事責任

- A. 暴行と刑事責任
 - 1. スポーツ暴行の種類
 - 2. プレーヤーの刑事責任
 - 3. 刑事暴行における承諾
 - 4. 抑制と改善
- B. スポーツ傷害の民事責任
 - 1. 概論

2. 故意による不法行為：民事暴行と侵害
 3. 私法上の過失と危険の引受け
 - a. 一般的理論
 - b. 不法行為上の損害賠償請求権と免責
 4. 関係者の責任
 - a. プレーヤーがプレーヤーに民事訴訟を提起すること
 - b. 観客がプレーヤーに民事責任を提起すること
 5. 施設管理者の責任
 - a. 建物の所有者の責任—プレーヤー
 - i. 制定法
 - ii. コモン・ロー
 - b. 観客が建物の所有者に民事訴訟を提起すること
 - c. プレーヤーが管理者に民事訴訟を提起すること

—組織、管理・監督、予防
 6. 指導者と監督者の責任
 - a. 学校と教員
 - b. コーチ、指導者、健康指導者
 - c. 競技役員
 - d. 両親
 7. 組織の責任
 - a. アマチュアクラブと法人格なき社団
 - b. プロチーム
 8. 医療上の過失
 9. 結果責任(Products liability)
 10. 生活妨害(Nuisance)責任
- C. その他の損失補償システム
1. 保険
 2. 労働者の損失補償(Compensation)
 3. 刑事傷害損失補償

注

第7章 メジャーリーグ野球

野球は、1838年の初期にオンタリオ南西部で愛国心の強い集団によって举行された¹⁾ 紛れもないカナダのゲームである²⁾。野球の継承に対するカナダの貢献は、ニューヨーク・ルールが地方の諸ルールに代替され始めた1960年代前後になされている。1874年に、Guelph Maple Leafsは、OneidaのKu Klux Klanチームを破り、ニューヨークのWatertownでのセミプロ世界選手権に勝利した。1914年に、カナダ人指導者から野球を学んだベーブ・ルースは、トロントでプレーしていたマイナープロ選手として唯一のホームランを打っている。1946年に、Brooklyn Dodgersの二軍チームであるMontreal Royalsと契約した時、ジャッキー・ロビンソンは組織化された野球で人種差別を打破し、Montreal Royalsを国際リーグ選手権に導き、ジュニアワールドシリーズで優勝させた。Montreal Exposは、1969年にメジャーリーグフランチャイズ権を獲得してゲームを始めた；1977年に、Toronto Blue Jaysがこれに続いた。Jaysは、1992年と1993年にワールドシリーズで優勝し、Exposは、1994シーズンがストライキのため中止された時、メジャーリーグを先導した。

野球は、1870年代以来カナダにおける夏季の主要なスポーツであった：野球の一般大衆ファンは、カナダの新聞がアメリカン・リーグにつき大々的に報道するように仕向け³⁾、合衆国の多くのプロトーナメントは、“必然的な終焉” (“inevitable demise”) を被ったが⁴⁾、カナダ人は、2つの揺るぎないメジャーリーグとカナダのチームを含むその傘下のマイナーリーグを見守り続けた。ナショナル・リーグ (“NL”) は1876年から、アメリカン・リーグ (“AL”) は1901年から始まった。ナショナル・リーグにおける選手の不満は、給与の上限やその他の条件を回避するために、多くの選手が競合チームに移ることによって、アメリカン・リーグの成功を煽った⁵⁾。

A. コミッショナー⁶⁾

2つのメジャーリーグチームは、1903年に、相互の契約と選手保有制度を順守することに合意し、アメリカン・リーグは同年の第1回ワールドシリーズ

で勝利することによってその正しさを確認した。2つのリーグに共通する事件は、両リーグの会長と1チームのオーナーから成る全米委員会の管轄下に置かれ⁷⁾、1919年のBlack Soxの賭博不祥事によって、中立的な監督官もしくは慈善的専制君主がゲームの名声を復興するために必要であると判断された時、この体制に終止符が打たれた⁸⁾。Kenesaw Mountain Landis裁判官が1920年に最初のコミッショナーとなり、彼には“全国的ゲームの最善の利益に有害であると疑われる”あらゆる行為を調査する権限が与えられた。

コミッショナーは、メジャーリーグ協約に定められている調査権並びに懲戒権を行使し、集团的利益を維持することを目的とする私的な裁判(“private justice”)制度を運用した；コミッショナーは、紛争を聴取・裁定し、プレーヤーの権利を保護することともされていた。50年以上にわたる一連の訴訟は、契約の管理、プレーヤーの契約上の地位決定、選手並びにチームオーナーの出場停止もしくはその他の懲戒を課すことという広範な職務権限を認めてきた。1930年に、Landis裁判官は、St. Louisによって管理されていたマイナーチーム間での反復的な移籍に従っていたプレーヤーを除籍した⁹⁾。後のコミッショナーは、“野球にとって最善の利益でない”行為を管理する権限を追認された。1976年に始まったフリーエージェントにつき、第5代コミッショナーBowie Kuhは、3名のベテラン選手の譲渡によるOakland A'sのCharles Finleyの引き抜きを無効とし¹⁰⁾、Atlanta BravesのオーナーTed Turnerを、買収という反抗的行為を理由として、停職とした¹¹⁾。

このような職務権限は、第7代コミッショナーA. Bartlett Giamattiがピート・ローズによるギャンブル行為を詳述した報告書をローズに送達した1989年に、問題となった¹²⁾。その後、“東部の”立地とSuperstation WGNでのゴールデンアワー放映の維持を目指していたChicago Cubsが、ナショナル・リーグにおける区域の再編を先導しようとしたFay Vincentコミッショナーに反対して、暫定的差し止め命令を得た1972年に、その変化は加速された¹³⁾。一連の経済的問題への反対に直面して¹⁴⁾、厄介なチームオーナー達が、彼の経

営上の意思決定実績、とりわけ労使交渉におけるコミッショナーの中立的役割に反対した時、Vincentはその任期途中で辞任した¹⁵⁾。その一方で、プレーヤー側は、オーナー側による被指名者がプレーヤーの真の庇護者たりえたかということに疑念を抱き続けており¹⁶⁾、苦情に関する中立的調停につき1970年代に早くも交渉を始めた。

執行委員会の委員長であったBud Seligは、1992年以来臨時コミッショナーとしての役割を果たした。後にオーナー側は、プレーヤー側との新たな労働協約が結ばれるまで、その空席を埋めないこととした。1994年の団体交渉において、コミッショナーの役割を経営代表者とし、一方的な“最善の利益となる”措置を講ずる権限を排除するというメジャーリーグ協約の修正を、オーナー側が承認した。リーグに議決権がある要件である財政的問題と日程上の問題も、ゲームの誠実性が問題となる場合を除いて、コミッショナーの権限から取り除かれた。Fay Vincentの辞任は、コミッショナーが解雇されるか否かという疑問を呼び起こしたものの、新たな修正は、この問題点を明確にはしていない。1992年以降、当該要職の空席とコミッショナーの権限の明白な弱体化が、野球の変則的な反トラスト法上の立場に関する新たな疑問を引き起こした。

B. 反トラスト法上の適用除外

反トラスト法は、“野球経営上不可欠な部分である問題”に適用されず¹⁷⁾、“特有の性質と必要性”がその中核を成している¹⁸⁾。そのような問題として、リーグ体制、競技組織、選手の保有制度が含まれているが¹⁹⁾、外部の第三者との付随的商事契約は、適用除外とはされていない²⁰⁾。Tampa Bayの投資家へのSan Francisco Giantsの不成功に終わった売却を検討した近時の裁定は、フランチャイズ権の移転が反トラスト法上の審判の対象となること並びにその適用除外は、選手保有制度に限定されることを示唆していた²¹⁾。

適用除外の問題は、設立されたメジャーリーグとの合併協定に加わることを拒んだ、すでに解散したフェデラルリーグ(1913-15)のフランチャイズ権所有

者によってもたらされた *Fed. Baseball Club of Baltimore Inc. v. Nat. League of Professional League*(1913-15) 事件²²⁾ における 1922 年の合衆国最高裁判所判決に起因するものであった。原告は、他のフェデラルリーグチームを買収もしくは脱退させようとした NL と AL による独占的行為によってもたらされた“多大な損害”を申し立てた。Holmes 裁判官が、野球は反トラスト法の対象としている州際取引もしくは商取引の性質を有していないと判示したときに、その申し立ては却下された：“当該事業は、単なる州内の業務である野球のオープン戦を行うことである。……参加チームが州間で移動することは、単なる偶然にしかすぎず、本質的なものではない”²³⁾。

フェデラルリーグ事件は、プレーヤーの保有制度と獲得権を検討したものにとすぎない。原告の訴状は、それ以上にフェデラルリーグがチームを現に失うというものであった。それにもかかわらず、当該事案は反トラスト法上の審判によって、プレーヤーの拘束を保護するものとなったのである。選手保有協約のもとでは、チームはその独占的財産としてプレーヤーを選択し、リストアップすることができ、他のチームは“買収”しないことに合意している。プレーヤーは、チームに次のシーズンの契約を更新するための選択権を与えている標準的契約書式にサインしている。契約更新の際に、この保有条項は、当該チームが永久に権利を有することができるように更新することもできる；プレーヤーの移籍は、トレードによってのみ可能となる。1922 年以降、この選択の余地のない強制労働方式は反トラスト法上の異議申し立てから除かれたが、それ以前の契約事実に基づき、プレーヤー契約が相互性を欠いているという理由によって差し止め命令で強制されうるとはいえ、あまりに不明確であるか、さもなければ無期限の支配を導くことにもなりかねないのである²⁴⁾。

1940 年代まで、最高裁判所は、MLB の拡大された放映とその他の経営を含ませることができる州際通商のより広い解釈に従っていた。メキシコリーグに移籍したプレーヤーをブラックリストに載せることを取り扱った 1949 年の *Gardella v. Chandler* 事件で²⁵⁾、控訴裁判所は、シャーマン反トラスト法が組織

化された野球に適用可能だとしたが、最高裁判所は、その事案が終結したときに、フェデラルリーグ事例と選手保有制度を再検討する機会を失った。4年後の *Toolson v. New York Yankees* 事件で²⁶⁾、最高裁判所は、問題はアメリカ連邦議会に向けられていると述べ、適用除外を無効とすることを拒否した；反トラスト法が適用されず、立法措置によって変更されるべきであるということ为前提として、野球ビジネスが発展してきたのである。裁判所が、この適用除外をアメリカ連邦議会のみが修正しうる定着した例外的状況として支持した1972年の *Flood v. Kuhn* 事件で²⁷⁾、この立場は確立された。それ故、12年間のベテラン選手であった Curt Flood は、St. Louis からのトレードを受け入れることを拒否し、他のチームとの交渉のチャンスを逸した後に、選手保有条項に対する異議申し立てに失敗した。

MLB 問題に関する近時の不始末は、評論家が適用除外の経済的效果を検討したとたんに、特権的免除の審判を再開したことである²⁸⁾。他のリーグからの証拠資料から、これが市場の自由と経営効率を保証していないという事実が明らかであるにもかかわらず、一貫した取組は、野球に反トラスト法上の責任を負わさないとしている。制限的適用除外を無効とすることは、コミッショナーの職務とマイナーリーグ組織に影響を及ぼし²⁹⁾、フランチャイズ権の移転もしくは割り当て、放映権、労使関係にも影響を及ぼしかねない。反トラスト法上の訴訟は、放映権の地域的な制限並びにリーグ拡大の遅速性を含む MLB の独占的特性に対する異議申し立てへのいくばくかの可能性を有しているものの、その撤廃は最もさし迫った欠点に直接対処するものではない。チーム間にある収入の不均衡は、依然として変わらないであろうし、より大きなフランチャイズ権の移動は、近時におけるチーム配置に関する公共投資もほとんど保護しないであろう³⁰⁾。1994年のストライキは、労使関係に係る限りで、適用除外を取り除くという提言を含む連邦議会の公聴会と上下両院における一連の法案をもたらした³¹⁾。オーナー側が談合しもしくは一方的に限定的雇用条件を課した場合には、それは、現在労使関係に適用されている未

解決の反トラスト法上の責任を明らかにするかもしれない³²⁾。だが、これまでの反トラスト法による救済の否定は、サラリーやフリーエージェントの移籍における主導権を獲得することから、野球選手を保護してはいない。自由は、プレーヤーの雇用における束縛された状態を終わらせるのに望ましい手段である労働者の救済策と団体交渉によって獲得されてきた。この自由の代償は、労働紛争と日程に対し繰り返されてきた妨害の25年間であった。反トラスト法上の訴訟は、数度にわたるストライキから我々を救ってくれるかもしれない。

C. 選手交渉³³⁾

オーナー側の嘆きは、『神々の黄昏』(Götterdämmerung)の最後の5分のように聞こえる³⁴⁾。

ボストンの弁護士 Robert C. Murphy によって試みられた組織化が、例えば春季トレーニング間の経費支払 (“Murphy money”) というような財政的改善とオーナー側の年金制度の創出というものをもたらした1946年に、組合活動の近代化が始まった。その後、年金財源への関心は、1954年のメジャーリーグ野球選手協会 (“MLBPA”) の設立をもたらした。その経験にエコノミスト並びに全米鉄鋼労働組合との交渉者としての仕事が含まれている Marvin Miller³⁵⁾ を、プレーヤー側が雇用した1966年まで、同協会は、常勤の事務局長がいなのまま運営された。

Miller は、選手を教育し、財政上のデータを集め、個別の実際的な利得を徐々に獲得することによって、MLBPA を一元的に管理するための計画的な戦略を追求した。苦情処理と選手保有制度が早期の交渉において扱われていたが、プレーヤー側による最初のアプローチは、財政的問題であった。第1回の労働協約 (the “Basic Agreement”) は、1968年に署名され、それには給付金の改善と最低保障年俸を10,000ドルとすることが含まれていた。その後1969年に、プレーヤー側は、年金計画へのいっそうの貢献を勝ち取るために集団的契

約保留制度を要求した。急進的改革の種は、次の2つの協約で播かれた。1970年と1973年の基本協約は、コミッショナーの裁量に委ねられた“ゲームの誠実性” (“integrity of the game”)の決着をめざす紛争以外の、苦情もしくは契約上の紛争に関する中立的調停を可能にした。1973年協約では、サラリー調停も導入された：1974年シーズンから始まり、メジャーリーグで2年間雇用されたプレーヤーは、チームとのサラリー紛争を調停人による最終的オファー選択に付託することができることとなった³⁶⁾。James Augustus Hunter (“Catfish Hunter”)の契約上定められた年金支払方式で、Oakland A’sが彼に補償金を支払わなかった後、調停人 Peter Seitz が Hunter にフリーエージェントを宣言した1974年に、苦情処理手続きは初めて目覚ましい効果をあげた³⁷⁾。フリーエージェントとして、Hunter は多くのチームからオファーを受け、最終的には公開市場取引でプレーヤーとしての価値を証明した高額な複数年契約を New York Yankees と締結した³⁸⁾。

MLBPA が選手保有条項の価値を検証するために2名の候補者を守った1975年に、はるかに広範な影響を伴った調停が引き続き起こった³⁹⁾。Andy Messersmith と Dave McNally の両投手は、1974年に元の契約期間を終了したが、翌年の新たな契約にサインしなかった。Messersmith は契約を結ばないまま、1975年シーズンにプレーし、(Montreal Expos の) McNally は、1975年シーズン中に引退した。Los Angeles Dodgers は、統一的選手契約の10(a)項に従った契約を更新することによって、Messersmith の雇用を維持した。当該シーズンの終了時に、“クラブは、・・・同一条件で1年間契約を更新する・・・権利”と規定している10(a)項は、1年だけ延長することを認めていると主張し、Messersmith はフリーエージェントであるという立場をMLBPA は採った。経営者側は、Messersmith が正式にリストに掲載されていることによって保有されており、契約の更新は、それを延長する権利をも更新すると主張した。Seitz 調停人は、彼の権限には選手保有条項の解釈が含まれているという最初の裁定後に、“更新条項が規定されている様式は、契約年を超えた契約更

新を規定していると解釈することを認めていない”という見解に立ち、プレーヤー側に有利となるよう裁定した⁴⁰⁾。契約上の関係がない限り、チームはプレーヤーの所有権を有していないため、MessersmithとMcNallyはフリーエージェントであったのである。オーナー側は、直ちにSeitzを調停人として解職することによって、彼との関係を打ち切り、同裁定を無効とする訴訟に取り掛かった。最終裁定を下すという調停人の権限に譲歩した方針に連邦裁判所が従ったとき、この訴訟は失敗に終わった⁴¹⁾。選手保有条項の歴史的理解がどのようなものであれ、1973年の労働協約には、プレーヤーが無期限の支配にさらされるという合意は盛り込まれていなかった。調停人は、関連規定を解釈する以上のことはできないのである。

図 5 : MLB における労働争議

日付	行動	損失 (ゲーム) 日数	問題点	基本協約
1969 年 2 月	契約保留		年金協約	1968-69
1972 年 4 月	ストライキ	13(86)	年金協約	1970-72
1973 年 2 月	ロックアウト	12	サラリー調停等	1973-75
1976 年 3 月	ロックアウト ¹	17	フリーエージェント	1976-79
1980 年 4 月	ストライキ	8	フリーエージェント	1980
1981 年 6-7 月	ストライキ	50(713)	フリーエージェント	1981-84
1985 年 8 月	ストライキ ²	2	経済問題とサラリー調停	1985-89
1990 年 2-3 月	ロックアウト ³	32	経済問題とサラリー調停	1990-93
1994 年 8 月-1995 年 4 月	ストライキ	234(668) ⁴	サラリーキャップ制	

1. Kuhn コミッショナーがトレーニングキャンプの開始を指令する。
 2. Ueberoth コミッショナーがオーナー側に会計簿の開示を指令する。
 3. Vincent コミッショナーが交渉提案の代理を務めた。
 4. ストライキは、1994 年 8 月 12 日から 1995 年 4 月 2 日まで続いた；当該シーズンは、1994 年 9 月 14 日に中止となった。1995 年シーズンの開始は、3 週間延期された。

Messersmith と McNally の裁定を受けて、何百人ものプレーヤーが選択の自由を実行する立場となり、1976年あるいは1977年の終わりにフリーエージェントとなった⁴²⁾。(無償で3名のスター選手を失う可能性に直面し、Charles Finley は、Joe Rudi・Rollie Fingers・Vida Blue の3選手のトレードを企てたが、それはゲームの最善の利益でないという理由で、コミッショナーによって却下された。)⁴³⁾ 1973年の基本協約の終了とともに、フリーエージェントの資格は、団体交渉の対象ではなくなった。オーナー側は、8年の最低基準を提案し、フリーエージェントに入札することのできるチーム数を制限しようとした。これは、Marvin Miller にとってはあまりに限定的であったが、彼のより大きな不安は、市場にあふれて、サラリーを引き下げられかねない、フリーエージェント選手の供給過剰であった：長期的目標は、純然たる移動性ではなく、サラリーの増加を継続することであった。プレーヤー側にとっての理想は、フリーエージェントを達成可能な範囲に設定し、その希少性を維持することにあった。フリーエージェント選手は、その競技経験が魅力的で、競合的オファーを引き出せる選抜的グループであろう；彼らのサラリーは、その時の他のプレーヤーの交渉とサラリー調停における比較可能な要因並びに原動力になることである。

新たな基本協約が、現行契約の1年更新と1976年8月9日以降に締結された契約の場合にフリーエージェントの新たな制度を認めたときに、プレーヤー側の目標は実現された。今後は、メジャーリーグで6年間プレーした選手は、彼の契約が終了すると、フリーエージェントを申し出ることができる。(その時に他のチームと契約したプレーヤーが、2度目のフリーエージェントとして再度行使する権利(“repeater rights”)を得るには、5年間待たねばならない。)順位表の逆の順番に基づくドラフト制度は、チーム間の交渉権を割り振るものであった；フリーエージェント選手は、13チームによるドラフトで獲得することができるが、これは許可された契約数で制限されている。フリーエージェント選手を獲得するチームは、その埋め合わせとして、当該プレーヤー

の元のチームに1名のアマチュアドラフト選択権を譲渡しなければならない。次の4年間は、活発な選手市場をもたらし、平均的サラリーは、1976年の52,000ドルから1980年の144,000ドルに高騰した。

1980年に団体交渉が再開されたとき、オーナー側は、まず最低年俸を提案し、“非支配下” (“unprotected”) 選手に対する補償金を要求することによって、“一流の自由契約選手” (“premier free agents”) との契約を抑制しようとした。この問題は、結局のところ合同委員会に付託され、オーナー側がその給与制度を実行に移すために、球団がウェーバー制にかけずに選手をマイナーリーグに降格できる3年間だけ認められている権利を行使したことに対し、選手側が50日間のストライキを決行した後の翌年に解決するしかなかった⁴⁴⁾。基本協約を1984年の終わりまで延長するという1981年の調停は、チームが上位20%にランクされたフリーエージェント選手を失った場合に、その埋め合わせとしてプロ選手を獲得できることを認めた。チームがそのような“タイプA” (“Type A”) フリーエージェント選手と契約したときには、全選手を掲載しなければならないが、24名の選手は予備要員とすることができる；一流選手を失ったチームは、追加的にアマチュア新人ドラフト選択が認められ、予備要員から選手を選択することができることとなった。予備要員から選手を失ったチームは、基本基金から150,000ドル受取ることとなる。

プレーヤーの移動性が継続し、平均的サラリーも370,000ドルに達したが、この補償制度はオーナー側にとってはほとんど役に立たなかった。サラリー調停と財政上の問題が取り上げられた1985年の交渉とシーズン中の短期ストライキ後、同システムは放棄された⁴⁵⁾。新たな協約は、その埋め合わせとしてアマチュア新人選手ドラフト選択制度を再度設立し、再新人選手ドラフト制度を廃止したため、すべてのチームはフリーエージェント選手と交渉することが可能となった；元のチームが交渉権の保留を希望する場合には、サラリー調停を申請しなければならなくなった。当該交渉は、リーグ収益のプレーヤーへの分配と年金拠出金などの費用に重点を置いていた。サラリー調停による最

高額の引き上げに上限を課すことについて、オーナー側は失敗したが、適格期間を引き上げるとは合意された：1987年から始まったサラリー調停は、3年間のプレー後に、利用可能となった。

1985年の労使交渉では、MLBの経営状態が問題とされた。11億ドルのネットワークテレビ契約は、病人が健全であることを示唆していたが、オーナー側はそのとき長期契約を回避し、契約選手を拘束することによって回復を固めることを決議した。彼らによる突然の儉約は、入札会議の席でそのつれなさを支持したリーグ会議に続いて起こったものであった。1985年シーズン後には、フリーエージェント選手の現在所属しているチームが彼らを保有することに関心がある限り、外部からのオファーを受けられなかったため、32名のフリーエージェント選手のうち4名のみが、他のチームと契約した。このような凍結状態は、次の2年間も継続し、79名のフリーエージェント選手が外部からのオファーを受けられなかった1986年シーズン後に、特に顕著であった。チームオーナー側は、サラリーの引き上げを効果的に減少させ、1988年には1,210万ドルの営業利益を計上した。

MLBPAは、“権利の個人的性質”(“individual nature of rights”)を保護している基本的条項に依拠して⁴⁶⁾、明白な談合の苦情を申し立てた⁴⁷⁾。1990-93年に修正されたため、この条項(20, F)は、以下のように解釈されている：

X I X (A)(2)[譲渡の合意]とX X [選手保有制度]条項下での権利の利用もしくは非利用は、各選手もしくは各クラブ自身の利益のために、それぞれによってのみ決定される個人的問題である。プレーヤーは、他のプレーヤーと一致した行動を取ってはならず、またクラブは、他のクラブと一致した行動を取ってはならない。

オーナー側が、1985年シーズン後にフリーエージェント入札をやめるという共通構想に参加することが判明した1987年9月まで、談合Iにおける最初の

裁定は言い渡されなかった⁴⁸⁾；Roberts 調停人がフリーエージェントの地位⁴⁹⁾と一時的補償金⁵⁰⁾を認めたため、後日、救済裁定が続いた。Nicolau 調停人は、市場が開かれなかったことと1986-87シーズンオフ間の一様な入札拒否を理由として、1988年と1990年に談合Ⅱにおいて、同様な救済策を承認した⁵¹⁾。談合Ⅲにおける3番目の逆の裁決後⁵²⁾、MLBPAがともかくも影響を受けた会員間で分配しなければならない28,000万ドルの和解金を支払うことに、オーナー側は合意した。プレーヤー側は、サラリーの上限がなくなった1989年に更なる恩恵を受け始め、1992年には、その平均額が100万ドルに達した。

1989年に、確定したリーグ収益の48%を選手経費に配分するという提案交渉を、オーナー側が示した；サラリー調停はなくなり、プレーヤーは、最初の6年間のプレーにおけるその実績基準に応じたサラリーを支払われるというものであった。この構想は、MLBPAにとっては受け入れ難いものであったため、当該交渉は、間もなくオーナー側によるサラリー調停に関する3年間の適格期間の保留要件に向けられた。これは、1990年の春季トレーニング中の32日間のロックアウト後、2年間プレーした選手のトップ17%に適格期間を適用するという事で妥協された。将来的談合を阻止するために、基本協約の20, F(2)条項は、各チームが協調したことが判明した場合には、プレーヤーは野球上の損失利益を3回取り戻す権利が認められると、規定している。新たな合意は、1993年の終了時まで効力を有したが、両当事者は、20, B条項によって、1992年12月11日までに相手方に通知することによって、重要な問題に関する交渉を再開することができる。オーナー側の新しい交渉人であるRichard Ravitchは、期日通りに通知し、プレーヤー側にオーナー側の問題を解決することを負担させるという意向を示した。

1990年から1993年まで、MLBは、CBSとESPNとの間のテレビ放映契約によって14億ドルに値する利益を享受した。だが、野球はより少ない視聴者を魅了したのみであって、MLBがその選手と商品売り込むことができなかったため、CBSとESPNは広告収入を失った⁵³⁾。1992-93シーズンまでに、

MLBは自己崩壊の途を歩み出したように思われる：コミッショナーは辞職し、1試合の有料入場者数とローカルテレビ局収益における格差は、今や著しく、弱小球団は深刻な損失を被り始めた。MLBの指導者たちが財政的な責任を要請されたとき、オーナー側は、Barry BondsのSan Francisco Giantsとの4,300万ドルでの6年契約などを含むフリーエージェントの乱痴気騒ぎで応酬した。基本協約の終了は、1993年シーズン中の散発的な交渉をもたらしたものの、オーナー側が収益分配の常とう手段を進めようとする無益な試みをしてきたため、オーナー間でのより重要な交渉が行われていた。富める者と貧しき者が、8月のサミットで合意を見るに至らなかった後⁵⁴⁾、Ravitchは、ロックアウトを行わないこと並びにオーナー側が1993-4シーズンオフ中に基本協約を一方的に変更しないことを誓約した。その結果、Toronto Blue Jaysは、自由にその高額な給与5,100万ドルを有効に利用し、Joe Carterは2度のワールド・シリーズタイトルという最後の仕上げをもたらした。

次のシーズンは、これほど明るい調子で決着するわけにはいかなかった。1994年1月に、プレーヤー側がサラリーキャップ制を受け入れることに依拠した収益分配計画に、オーナー側が最終的に合意した。MLBPAは、サラリーキャップ制を採用する必要性を見いだせず、収益分配とそれとの関連性に疑念を持っていたため、原則としてこれに反対した；強大なチームは、プレーヤー側の割当額を減少することによって損失を埋め合わせるという条件でのみ、収益を移転することに合意するように思われた。MLBPAは、経済的プレッシャーを加え、同計画の押し付けを回避できることを期待しつつ、シーズン半ばでのストライキを準備した。オーナー側は、6月14日に7年間の合意をめざした具体案を提示した⁵⁵⁾。プレーヤー側は、10億ドルで保障された収益の50%を得るというものであった；サラリー調停は、削除されることになる；プレーヤーは、4年経過後にフリーエージェントとなることができるが、彼の所属していたチームは、2年間の更新オファーを提示することができる；サラリーの最低基準は、最初の4年間のプレーヤーに適用される；かつ、

合意の4年目まで、チームの支払う給与は平均額の110%にすぎないか、もしくは84%未満とするというものであった。これに対し、プレーヤー側は、サラリー調停の2年後の資格取得、財政的利益の増加、フリーエージェント・ルールの変更などを含む現状の改善要求で応酬した。

全面的な合意点がないことを前提として、プレーヤー側は、1994年8月12日にストライキに突入した。連邦の調停者は、交渉を支援しようとし、Richard Ravitchの交渉チームに何人かのオーナーを含ませることを経営者側に促した。遅ればせながら9月初めに、両者は、弱小チームを支援するための基金を設立するために、リーグ平均を超える場合の給与税構想をめぐって取引した。だが、オーナー側は、プレーヤー側の要求する均一税率を拒否した：同シーズンは、1994年9月14日に中止となった。MLBで下から2番目の給与を支払っているMontreal Exposは、ワールドシリーズで勝利する機会を失った。

税率のさらなる改善後⁵⁶⁾、1994年12月22日に、オーナー側は行き詰りを宣言し、一方的にサラリーキャップ制を実施し、サラリー調停を除去した；だが、交渉は継続された。その後、MLBPAはプレーヤーに新たな契約を締結しないよう指示した。両当事者は、全国労使関係委員会(“NLRB”)に不当労働行為を申し立てた。行き詰りの宣言を根拠として、同委員会が申立を取り下げるという通知を出した1995年2月3日に、オーナー側はその一方的変更を取り消した。その後オーナー側は、一般的交渉代表者としての選手関係委員会(“Player Relations Committee”)に同権限がある旨を主張して、各チームにプレーヤーとの個別交渉を行わないよう勧告した；オーナー側が、サラリー調停は交渉の義務的な課題ではないと主張した時に、それは再び除外されることとなった。

MLBPAは、直ちに、オーナー側が行き詰る以前に競争入札、反談合対策、サラリー調停に関する基本協約の諸規定を除去していたという新たな申立てを行った。NLRBは、これを交渉の義務的課題と看做し、全国労働関係法の

10(j) 条項に従って、全般的弁護士が連邦裁判所に差し止め命令を申請する権限を授与した⁵⁷⁾。プレーヤー側は、当該差し止め命令が出された場合には、旧協約に基づいた答申をするよう示唆した；市民は、その後、次のシーズンのために準備する代替選手を⁵⁸⁾ 必要としなくなった⁵⁹⁾。Silverman v. Major League Baseball Player Relations Committee, Inc. 事件で⁶⁰⁾、地方裁判所は、NLRB が不当労働行為があったと信じるに足る正当な理由を有していたことを正式に認め、1995年3月31日に、オーナー側に対して初めて命令を発した。新たな協約が誠実な交渉によって制定されるかもしくはNLRBによる最終的解決がなされるまで、当該差し止め命令によって、1990-93年の基本協約が復活することとなった。

1995年4月2日(開幕予定日)に、オーナー側は、プレーヤー側の答申提案を受諾し、当該シーズンは144ゲームの減少されたスケジュールで終了した。その年は、給与税率に関するさらなる困難な状況に至っていたが、オーナー側が、収益分配を含む5年契約に同意した1996年12月26日まで、新たな基本協約は締結されなかった。

D. その他の問題

MLBにおける経済摩擦は、懲戒処分を巡る顕著な紛争にも一致するものであった。コミッショナーの“最善の利益”権限は、賭博をめぐる利害関係から始まったが⁶¹⁾、制裁はその他の漠然とした違反にも適用された。調査機能と審判機能を兼ね備えている点で、その職務は公平な手続きの手本足り得ず、かつ制裁の評価に値する行為としては、矛盾した側面と恣意的な側面を有していた⁶²⁾。例えば、重大な通謀が、すべてのチームオーナーにとって永久追放をもたらすわけではなかった。

出場停止に値すると考えられる行為形態のひとつは、承認されていない薬物のプレーヤーによる使用であった⁶³⁾。労使交渉では、問題を抱えた薬物使用者に適した制裁の代替手段⁶⁴⁾が取り扱われた。懲戒処分は、“クラブ、リーグもしくはコミッショナーが、課した制裁に対して正当な理由を有していた”

か否かを調停人が考慮しなければならず、苦情処理によって、再検討されなければならない⁶⁵⁾。当該薬物は、広告収入もしくはスポンサー収入の一因とはならないものである。

“野球の最善の利益”を保護するというコミッショナーの権限には、重大な薬物犯罪で適切に有罪判決を受けたプレーヤーに、それにふさわしい出場停止を課す権限⁶⁶⁾を含むものと考えられてきた⁶⁷⁾。だが、無罪の推定が、適用される；些細な費用での賭けは、出場停止を正当化するには不十分である。1980年に、Texas Rangers の Ferguson A. Jenkins, C.M. は、税関の手荷物検査で少量のコカインとハシシを発見された後、トロントで逮捕された⁶⁸⁾。Kuhn コミッショナーは、捜査の手筈を整えたが、弁護士の助言に従い、任意の自白が後の審理で先入観を抱かせかねないことを理由として、Jenkins は質問に答えることを拒んだ。調停人⁶⁹⁾ は、コミッショナーが正当な理由なく実施したという見解を採った：Jenkins に不利な証拠は、不十分であった；Jenkins は、職務質問の行使につき正当な利害関係を有していた；申立てられた行為は、チームを脅かしもしくはファンの支持を損なうことに関して、さほど深刻なものではなかった；当該ペナルティーは、カナダ社会における Jenkins の顕著な履歴や地位を考慮すれば、過剰なものであった。

1984-85年の間、オーナー側と MLBPA は、プレーヤーに治療を要請することとプレーヤーが薬物を使用している合理的な理由がある場合に、チームが検査を行うことを認める薬物規制プログラムを運用した⁷⁰⁾。その後、これは包括的な検査を含んでいなかったため、オーナー側によって撤回された。協力体制の可能性は、Ueberroth コミッショナーによるメジャーリーグプレーヤーに強制検査を課するという公けのアピールによって、更に陰悪になった。1986年のメジャーリーグ契約に強制的検査条項を盛り込ませるという試みは、それが経営者側によって一方的に押し付けられたものであり、プレーヤーに付加的な利益をもたらす特別条項と看做すことのできない、基本協約違反とされた⁷¹⁾。

1988年以來、プレーヤー側が治療とアフターケアプログラム及び現役時に

検査を受けることに同意したなら、プレーヤーに懲戒処分を課さないということが、コミッショナーの方針である。常習者には、出場停止が課されるものの、出場停止が終了した時点でチームに雇用されうるというものである。チーム側も、任意的検査とカウンセリングプログラムを運用し、多くのプレーヤーがその契約上の薬物検査条項に同意するというものである。

コミッショナーの権限（及びその空席）に対する懸念は、懲戒的機能のみに関連しているわけではない。1994年のメジャーリーグ協約の修正は、個人的利益の調和と優先権を伴う権限をもつオーナー側の業務の最高経営責任者としてのコミッショナーを設立しそこなった点にある⁷²⁾。MLBの慢性的疾患は、オーナー側の異なる機能間における解決不能な対立であり、オーナー側は団体交渉において受け入れ可能なアプローチ点で対立が継続し、弱小球団を支援する方策を見出し得ないのである。チームの人件費は、1995年の間に、一般的に減少してはいるが⁷³⁾、財務管理における新たな責務の点では、まだ幾らかの希望が見出せる。1996-2000年間に於ける16億8,000ドルの放映権契約⁷⁴⁾も、MLBの一層の安定に寄与した。だが、富めるものと貧しきものとの格差は持続しており、カナダの2チームは、その階級制度の正反対の果てに立っている。1995年に、Blue Jaysは、約4,400万カナダドルで雇用されている浪費的指導者によって維持されている。Exposは、多くの百万長者を売り払わざるを得なくなり、1,500万カナダドル支払ったにすぎない。この両チームの財産は、2000年もしくは2001年まで続く新たな基本協約と収益配分計画に従って、使い果たされねばならないのである⁷⁵⁾。

注

- 1) N.B. Bouchier and R.K. Barney, "A Critical Examination of a Source on Early Ontario Baseball: The Reminiscence of Adam E. Ford"(1988), 15 J. of Sport History 75. 近代野球における民族主義の従属的性質については、M. Kingwell, "The Toronto Blue Jays: Colonialism, Civility, and the Idea of a

- National Team” (1994), 2 NINE: J. of Baseball History and Social Policy Perspectives 209 を参照。
- 2) W. Humber, *Diamonds of the North: A Concise History of Baseball in Canada* (Toronto: Oxford University Press, 1995).
 - 3) D. Morrow, et al., *A Concise History of Sport in Canada* (Toronto: Oxford University Press, 1989), pp.121-29.
 - 4) D. Pietrusza, *Major Leagues: The Formation, Sometimes Absorption and Mostly Inevitable Demise of 18 Professional Baseball Organizations, 1871 to Present* (Jefferson: McFarland & Co., 1991).
 - 5) *Philadelphia Base-Ball Club v. Lajoie*, 51 A. 973 (1902) では、差し止め命令が出された。その事案では、控訴審が Lajoie の特殊技能を認め、Philadelphia のアメリカン・リーグのチームで彼がプレーすることを禁止させた；原告チームは、“高給”を支払い、当該契約は一部履行されていた。だが、Lajoie は、Cleveland にトレードされることによって Pennsylvania 州裁判所の命令を回避した。
 - 6) D. Sathy, “Reconstruction: Baseball’s New Future” (1994), 4 Seton Hall J. Sport L. 27; L. Lavelle, “From the Diamonds to the Courts: Major League Baseball v. The Commissioner” (1995), 21 N. Car. Central L.J. 97.
 - 7) アメリカン・リーグの会長 Byron “Ban” Johnson によって試みられた懲戒処分については、*American League Baseball Club of New York v. Johnson*, 179 N.Y.S. 498 (1919); *affd.* 179 N.Y.S.898 (1920) (“任務放棄”に対するプレーヤーの出場停止は、個々のチームの責任であった)。
 - 8) E. Asinof, *Eight Men Out: The Black Sox and the 1919 World Series* (New York: Henry Holt/Owl Book, 1987), pp. 221-25. Landis 裁判官は、Federal League が起こした 1915 年の反トラスト訴訟でプロ野球に不利な判決を下すことを拒否した。
 - 9) *Milwaukee American Assn. v. Landis*, 49 F. 2d 298 (1931). 弱小チームの地方

オーナーを擁護する Landis のキャンペーンは、Branch Rickey によって先鞭をつけられたファーム制度に、程なく屈服した。

- 10) Charles O. Finley & Co. v. Kuhn, 569 F. 2d 527 (1978). 更に第 7 章 C を参照。
- 11) Atlanta Nat. League Baseball Club v. Kuhn, 432 F. Supp. 1213 (1977) (1 年間の出場停止の正当性は認められたが、裁判所は当該制裁の厳しさに対して批判的であった；ドラフト選択の喪失は、認められなかった)。Ludtke and Time, Inc. v. Kuhn, 461 F. Supp. 86 (1978) (ロッカールームに入った女性リポーターへの Kuhn による追放を無効とする差し止め命令) も参照。
- 12) Rose v. Giamatti, 721 F.Supp. 906 (1989). Rose は Giamatti と和解し、永久追放となった；Giamatti は 8 日後に死亡した。リーグによる懲戒については、更に第 7 章 D を参照。
- 13) Chicago Nat. League Ball Club, Inc. v. Vincent, No. 92 Civ. 4398 (N.D.Ill.,1992) (コミッショナーには、ナショナル・リーグの規約上 Cubs の拒否権を無効とする権限がなかった)。
- 14) The Globe and Mail, Toronto, Sept. 8, 1992.
- 15) J. Helyar, Lords of the Realm: The Real History of Baseball (New York: Ballantine Books, 1995), pp. 434-53, 494-551. Vincent は、ナショナル・リーグの拡大から得た報酬の 22% をアメリカン・リーグに譲渡するという彼の 1991 年の決定後、それに対する反感に直面していた。
- 16) 前掲書 pp. 113-14, 207.
- 17) Professional Baseball Schools and Clubs, Inc. v. Kuhn, 693 F.2d 1085 at 1086 (1982). Charles O. Finley & Co. v. Kuhn, 前注 10 (適用除外は、“野球事業”には適用されるが、“あらゆる事項”に適用されるわけではない) も参照。反トラスト法については、第 4 章 C を参照。
- 18) Henderson Broadcasting Corp. v. Houston Sports Assn., 541 F. Supp. 263 at 269 (1982); Flood v. Kuhn, 407 U.S. 258 at 282 (1972).
- 19) Postema v. Nat. League of Professional Baseball Clubs, 799 F. Supp. 1475 (1992);

- revd. 998 F.2d 60 (1993) (女性審判による訴訟；選手以外の者との雇用契約は、“独自の性質”を有していない).
- 20) *Henderson Broadcasting Corp. v. Houston Sports Assn.*, 前注 18 (地方のラジオ放送局との契約)；*Twin City Sportservice, Inc. v. Charles O. Finley & Co.*, 676 F.2d 1291 (1982) (球場での営業許可契約)；*Fleer Corp. v. Topps Chewing Gum, Inc.*, 658 F.2d 139 (1981) (野球カード売買に関する合意). 競争法 (Competition Act, R.S.C. 1985, c. C-34) 上には、“野球の適用除外”はない；第 4 章 A を参照。
- 21) *Piazza v. Major League Baseball*, 831 F. Supp. 420 (1993)；*Butterworth v. Nat. League of Professional Baseball Clubs*, 644 So.2d 1021 (1994)；*Piazza* 事件は解決され、1995 年に MLB は、Tampa Bay-St. Petersburg への将来のフランチャイズ権の拡大を認めた。Contra, *McCoy v. Major League Baseball*, 911 F. Supp. 454 (1995).
- 22) 259 U.S. 200 (1922)；*affg.* 269 F. 681 (1921).
- 23) 前掲判例 at 208-09. Cf. “.... ゲームは物事の交換をもたらすものではない 当該行為はトレードでも商取引でもない；それはスポーツなのである”，at 269 F. 685, per Smyth C.J.
- 24) *Metropolitan Exhibition Co. v. Ward*, 9 N.Y.S. 779 (1890)；*Metropolitan Exhibition Co. v. Ewing*, 42 F. 198 (1890)；*Weegham v. Killefer*, 215 F. 168, *affd.* (sub nom. *Weeghman v. Killifer*) 215 F. 289(1914) (Federal League ティームの“汚れた手の法理” (“unclean hands”))；*American League Baseball Club of Chicago v. Chase*, 149 N.Y.S. 6 (1914) (差し止め命令並びにコモン・ロー上の抑制における法的強制力のない契約). Contra, *Philadelphia Base-Ball Club v. Lajoie*, 前注 5.
- 25) 172 F.2d 402 (1949). 保留権と“野球選手の日雇い労働者の身分” (“peonage of the baseball player”) については、前掲判例 at 409-10, per Frank C.J. を参照。174 F.2d 917, 919 (1949) (裁判所は、処分が保留されている間の出場

停止を解除する差し止め命令を拒否した)。

- 26) 346 U.S. 356 (1953) (プレーヤーは、マイナーリーグへの降格を拒否した)。
- 27) 前注 18. 裁判所は、野球を例外として扱うことを明示的に限定し、“プロ野球はビジネスであり、州際通商に携わっている”と述べた (at 407 U.S. 282, per Blackmun J.)。
- 28) A: Zimbalist, “Baseball Economics and Antitrust Immunity” (1994), 4 Seton Hall J. of Sport L. 287 (適用除外は終結すべきであり、公共の利益を保護するために法律が制定されるべきであるとする) ; G. Roberts, “On the Scope and Effect of Baseball’s Antitrust Exclusion” (1994), 4 Seton Hall J. of Sport L. 321 (適用除外を失うことのリスクは、非競争的行為を抑止することである ; MLB は、巨大市場の支配力を享受しているが、反トラスト法上の責任は、国民に予測可能な利益をもたらす) ; E.P. Edmunds, “Over Forty Years in the On-Deck Circle...” (1994), 19 T. Marshall L. Rev. 627 (法律は、特定の問題に取り組まねばならない) ; J.W. Guarisco, “Buy Me Peanuts and Cracker Jack’...” [1994] Univ. of Ill. L. Rev. 651 (オーナーが公共の利益のために大規模産業を経営するという条件で、適用除外を維持すべきだとする)。
- 29) *Portland Baseball Club, Inc. v. Kuhn*, 491 F.2d 1101 (1974); *Triple A Baseball Club Assn. v. North Eastern Baseball*, 832 F.2d 214 (1987)。
- 30) 第4章 C,4 参照。
- 31) K.L. Turland, “Major League Baseball and Antitrust...” (1995), 45 *Syracuse L. Rev.* 1329 at 1361-67.
- 32) 第4章 C,3 (労働法上の適用除外) を参照。
- 33) J.B. Dworkin, *Owners Versus Players: Baseball and Collective Bargaining* (Boston: Auburn House Publishing Co., 1981); R.C. Berry, W.B. Gould and P.D. Staudohar, *Labor Relations in Professional Sports* (Dover: Auburn House Publishing Co., 1986), pp. 47-86; P.D. Staudohar, *The Sports Industry and Collective Bargaining*,

- 2d ed. (Ithaca: ILR Press, 1989), pp. 15-59; K.M. Jennings, *Balls and Strikes: The Money Game in Professional Baseball* (New York: Praeger, 1990); L. Lowenfish, *The Imperfect Diamond: A History of Baseball's Labor Wars*, revised ed. (New York: Da Capo Press, 1991); Helyer 前注 15.
- 34) 前注 15, p. 180 で Helyar によって引用されている Messersmith and McNally 事件における Peter Seith 調停人。
- 35) M. Miller, *A Whole Different Ball Game: The Sport and Business of Baseball* (New York: Simon & Schuster (Fireside), 1992); C.P. Korr, "Marvin Miller and the New Unionism in Baseball" in P.D. Staudohar and J.A. Mangan, eds., *The Business of Professional Sports* (Urbana: University of Illinois Press, 1991), p. 115.
- 36) 第 9 章 C,1 参照。
- 37) *Oakland Athletics v. James A. Hunter*(Decision No. 23, Dec. 13, 1974, Seitz). *American and Nat. Leagues of Professional Baseball Clubs v. Major League Baseball Players' Assn.*, 130 Cal.Rptr. 626, 59 Cal.App. 3d 493 (1976) も参照。
- 38) *The Globe and Mail*, Toronto, Jan. 1, 1975 (5 年以上にわたる 370 万ドル)。Yankees のオファーは、3 番目によいものであった。; J. Helyar, *Lords of the Realm: The Real History of Baseball* (New York: Ballantine Books, 1995), pp. 141-59 を参照。
- 39) *Los Angeles Club and Montreal Club v. Messersmith and McNally* (Decision No. 29, Dec. 23, 1975, Seitz), *Re Professional Baseball Clubs* (1975), 66 L.A. 101 として報告されている。従来の先例事例における候補者は、結局 1972 年、1973 年、1974 年シーズンに契約書にサインした ; Helyar 前注 pp. 130-40 を参照。
- 40) 前掲判例 at 66 L.A. 116. Seitz は、より明確な意思表示を要求する個人的労務提供を与えるという条件で、追加的更改権が含まれることを否定した (at 113)。
- 41) *Kansas City Royals Baseball Corp. v. Major League Baseball Players' Assn.*, 409 F.

Supp. 233 (1976); affd. 532 F.2d 615 (1976).

- 42) 他のチームとの錯綜した交渉後、Messersmith は Atlanta Braves と 100 万ドルで 3 年間のトレード拒否契約にサインした。
- 43) Charles O. Finley & Co. v. Kuhn, 569 F.2d 527 (1978); 第 7 章 A を参照。
- 44) Silverman v. Major League Player Relations Committee, 516 F. Supp. 588 (1981) 事件において、プレーヤー側が不当労働行為の差し止め命令を拒否した時、(審判による“プレーボール”の宣告にもかかわらず) ストライキの指示が出された(財政的資料の開示; 支払能力に関する所見がオーナー側の交渉委員会に依るものではなかった)。更に、第 4 章 D,2 を参照。
- 45) プレーヤー側の交渉責任者は、当時 Donald Fehr であった。Marvin Miller は、1983 年に MLBPA の事務長の職から退いたが、Ken Moffett の短い在職期間後に、暫定的に返り咲いた。
- 46) 経営者側は、当初はこの条項を共同的就業拒否もしくは“包括交渉”(“package deal”)を阻むために提案した。プレーヤー側は、チームが関連行為を禁じられたという条件付きで、それに合意した。
- 47) S.L. Willis, “A Critical Perspective of Baseball’s Collusion Decisions” (1991), 1 Serton Hall J. of Sport L. 109. Rona v. Major League Baseball Players’ Assn. (Oct. 22, 1993, Collins) (MLBPA は、“癒着期間”中 (“collusion period”))、オーナー側の法務顧問の役割を果たしていた Barry Rona を代理人として認定することを拒否した) も参照。
- 48) Major League Baseball Players’ Assn. v. The Twenty-Six Major League Baseball Clubs (Grievance No. 86-2, Decision No. 76, Sept. 21, 1987, Roberts).
- 49) 前掲判例 Jan. 22, 1988 (Roberts) (フリーエージェントが、7名の選手に与えられた)。
- 50) 前掲判例 (Decision 81, Aug. 29, 1989, Roberts) (1986年シーズン間の1,050万ドルでの仮仲裁裁定)。
- 51) Major League Baseball Players’ Assn. v. The Twenty-Six Major League Clubs

- (Grievance No. 87-3, Decision 79, Aug. 31, 1988, Nicolau). (裁定) ; Oct. 24, 1988 (フリーエージェントが、12名の選手に与えられた) ; Sept. 17, 1990 (1987年と1988年シーズン間の10,250万ドルでの仮仲裁裁定).
- 52) Major League Baseball Players' Assn. v. The Twenty-Six Major League Clubs (Grievance No. 88-1, July 18, 1990, Nicolau). 1987年に、オーナー側は競争入札の申出情報をチームに提供する“情報バンク”(“information bank”)を設立した。
- 53) テレビジョン紛争については、R. Bellamy and J.R. Walker, “Foul Tip or Strike Three? The Evolving ‘Partnership’ of Major League Baseball and Television” (1995), 3 NINE: J. of Baseball History and Social Policy Perspectives 261 を参照。
- 54) Kohler, Wis. での会議については、Helyar 前注 38, pp. 577-81 を参照。
- 55) 新たな労働協約は、過半数というよりより正確には、28名のオーナーのうち21名のオーナーの承認を必要としている。従って、貧富の範囲の両端のグループが、合意を阻止することができる。
- 56) The Globe and Mail, Dec. 17, 1994.
- 57) 29 U.S.C.s. 160(j) (1988). 第4章 D,2 を参照。
- 58) J.J. Lippner, “Replacement Players for the Toronto Blue Jays?: Striking the Appropriate Balance Between Replacement Worker Law in Ontario, Canada and the United State” (1995), 18 Fordham Int. L.J. 2026.
- 59) 当該シーズンをうまく切り抜けるための試みには、クリントン大統領と彼の特別調停人である William J. Usery による私的な介入が関わっていた。
- 60) 880 F. Supp. 246 (1995); affd. 67 F.3d 1054 (1995) (フリーエージェントと保留制度が、“プロスポーツにおける団体交渉の歴史的及び経済的に不可欠のもの”の中核を成している；サラリー調停は、積極的に関わるというわけではなく、合理的に必須のテーマと看做すことができる). McCoy v. Major League Baseball, 911 F. Supp. 454 (1995) も参照。

- 61) Pete Rose が Cincinnati Reds の監督の間における彼への捜査については、Rose v. Giamatti, 721 F. Supp. 906 (1989) を参照。
- 62) 当該業務の構成とデュー・プロセスについては、M.B. Pachman, “Limits on the Discretionary Powers of Professional Sports Commissioners...” (1990), 76 Virginia L. Rev. 1409; J.A. Durney, “Fair or Foul? The Commissioner and Major League Baseball’s Disciplinary Process” (1992), 41 Emory L.J. 581 を参照。
- 63) P.D. Staudohar, *The Sports Industry and Collective Bargaining*, 2d ed. (Ithaca: ILR Press, 1989), pp. 44-53.
- 64) ティームはまた契約上の救済策をあてにした；The Globe and Mail, Toronto, May 9, 1988 (Dave Parker のプレーが不調であることを理由とした彼への給与後払いを拒否された Pittsburgh Pirates による主張) を参照。
- 65) Basic Agreement, 1990-93, art. 12, A.
- 66) Howe v. Commissioner of Major League Baseball(1992, Nicolau) (9年にわたる再三の薬物問題から Steve Howe に課された永久追放；医学的側面とその阻止手段を検討する公平性；出場停止に軽減された)。
- 67) Kuhn v. Wilson (April 3, 1984, Bloch) (Wilson, Martin, Aikens は、コカイン所持の未遂で3カ月の自由刑に処せられた；1年間の出場停止は、後に取り消された)。これに対して、Perez v. Kuhn (April 27, 1984, Bloch) (ドミニカ共和国の裁判所による不十分な有罪判決；出場停止に対する不十分な理由) を参照。
- 68) The Globe and Mail, Toronto, Aug. 25, Sept. 8, 10, Dec. 19, 1980; Feb. 2, 7, 1981. 刑事法廷は、Jenkins を無条件釈放とした。
- 69) Jenkins v. Kuhn (Sept. 22, 1980, Goetz); The Globe and Mail, Toronto, Sept. 23, 1980.
- 70) G.M. Wong and R.J. Ensor, “Major League Baseball and Drugs: Fight the Problem or the Player?” (1987), 11 Nova L. Rev. 779 at 790-95. 1983年のMLBPAによるKen Moffettの解雇は、薬物検査プログラムによる取締りに伴う彼の

労働意欲が原因の一つであった。

- 71) Major League Baseball Player Relations Committee v. Major League Baseball Players' Assn. (July 30, 1986, Roberts).
- 72) M.J. Willisch, "Protecting the 'Oweners' of Baseball: A Governance Structure to Maintain the Integrity of the Game and Guard the Principals' Money Investment" (1994), 88 Northwestern U.L.Rev. 1619 at 1649. G. Lentze, "The Legal Concept of Professional Sports League: The Commissioner and an Alternative Approach from a Corporate Perspective" (1995), 6 Marq. Sports L.J. 65 も参照。
- 73) 平均的観客動員数も、20% 減少した。ファンの不満と経営については、McCoy v. Major League Baseball 前注 60 を参照。
- 74) The New York Times, Nov. 7, 1995, p. B10 (Fox, NBC, ESPN, Fox Sports Liberty との契約)。“微妙な成果” (“performance sensitive”) ではない放映権収益に対するプレーヤーの利用権については、D.R. Oorlog, "Marginal Revenue and Labor Strife in Major League Baseball" (1995), 16 J. of Labor Research 25 を参照。
- 75) The New York Times, Nov. 27, 1996, pp. A1, B13.

第 8 章 ナショナルバスケットボール協会

バスケットボールは、オンタリオ州 Almonte 出身の James Naismith 並びに McGill University によって、1891 年に考案された純粋なカナダのゲームである¹⁾。バスケットボール (hoop) での成功に関する素晴らしい成績は、Edmonton Grads ティームのものであり、同女子チームは 25 年間に 387 試合に勝利し、29 試合で敗れ、その勝率は 93% であった²⁾。1995 年に、ナショナルバスケットボール協会 (“NBA”) がトロントとバンクーバーにフランチャイズ権の拡大を認めた後、Raptors と Grizzlies は Grads ティームの成績と競り合うためのキャンペーンを始めた。バスケットボールの最初の世紀は、YMCA における桃の籠 (peach basket) から始まり、プロスポーツにおける最も富をもたらす

マーケティングプログラムの1つにまで発展した。カナダのチームは、現在 NBA の国際商品からの収益を共有しており、1994-95 シーズンには、総額 33 億ドルの売上高を挙げた³⁾。もっとも、この富は、比較的近年の年収である：NBA は、1980 年代の中期まで、財政的には不安定であった。

A. 概論

リーグ合併後の 1949 年に NBA となった⁴⁾。アメリカンバスケットボールリーグは 1925 年に結成されたが、第二次世界大戦後までプロリーグとしては根付かなかった。1946 年に、ナショナルバスケットボールリーグ(“NBL”)(1937-1949)は、主として小人口集中地域で競技する事業を拡大し、同年にアメリカバスケットボール協会(“BAA”)(1946-1949)となった。BAA は、NBA の最も重要な先行者であり、バスケットボールのビジネスチャンスを見込んだメジャーアイスホッケーアリーナのオーナー達によって結成されたものであった⁵⁾。初代のコミッショナーは、アメリカンアイスホッケーリーグの前会長であった Maurice Podoloff であり、Maple Leaf Gardens によって所有されていた Toronto Huskies もフランチャイズ権を有していた。NBL は優れたプレーヤーを有していたものの、東部の大都市と高い収益を生み出す豪華な競技場は、BAA の管理下にあった。1949 年の合併で、NBA は 17 チームとなったが、1954 年から 1960 年代の中期まで、同リーグは、8-9 チームにのみで運営されていた。Lakers が Minneapolis を見捨てて Los Angeles に移った 1960 年に、NBA は西海岸に到達した。

NBA は、フランチャイズ権問題⁶⁾とコミッショナーの権限を巡る紛争に直面していたが⁷⁾、そのリーグの歴史的な特質は、ライバルリーグに関連している。プレーヤーがチームとの契約を全うする前に他チームへ移籍するという(contract “jumping”)一連の事案は、新たなアメリカンバスケットボールリーグが短期的に登場した 1961 年に起こった⁸⁾。フランチャイズ権を主として NBA が与えていない都市に置くことと大学生プレーヤーを採用することによって、それ相応な成功を収めたアメリカンバスケットボール協会(“ABA”)⁹⁾

を Gary Davidson が組織した 1967 年以降、差し止め請求ビジネス (injunction business) が繁盛した。ABA のチームは、他のリーグのプレーヤーと契約し¹⁰⁾、プレーヤーが行き来しようとするにつれて、NBA のオプション条項の有効性が検討された¹¹⁾。プレーヤーとチームの双方による移動パターンは、バスケットボールの最も重要な判例として価値のある Rick Barry の訴訟録¹²⁾ に適切に例示されている¹³⁾。

プレーヤーによってもたらされた反トラスト訴訟の終結と議会における聴聞会の後¹⁴⁾、NBA は、結局のところ、New York Nets, Indiana Pacers, Denver Nuggets, San Antonio Spurs を加えることにより、1976 年に ABA と合併した。同リーグは、その後 22 チームとなり、Toronto Raptors と Vancouver Grizzlies が 12,500 万ドルの入会金を支払った 1995 年までに、29 チームに拡大された。NBA が賭博と商標権侵害¹⁵⁾ に対する歴史的争いを継続し、オンタリオ州とブリティッシュ・コロンビア州が NBA のゲームを州のくじから取り除くことを主張した後の 1994 年に、これらのフランチャイズ権は認められた¹⁶⁾。オンタリオ州における緊迫した交渉の後、同州は NBA と Raptors の代償として、医学研究やその他の公共・慈善事業に資金を提供していたプロ商業的 (“Pro-Line”) 入場券から NBA のゲームを削除することに同意した¹⁷⁾。Grizzlies の全責任は、現在 John McCaw によって握られており、彼の親会社は、G M Place アリーナと Vancouver Canucks を掌握している¹⁸⁾；John Bitove により率いられているグループは、トロントへのフランチャイズ権の誘致に成功した¹⁹⁾。1994 年 9 月に、Raptors は、彼らが提案している専用のアリーナは、アイスホッケーにも適応することができる場所に移転されることを公表した；その認可と建築立案における遅延によって、その後、慈善基金への追加的資金提供をするフランチャイズ権が義務付けられた²⁰⁾。

B. プレーヤー拘束

ナショナルバスケットボール選手協会 (“NBPA”) は、1954 年に結成され、それが認められるまで穏健な戦術による正常な期間を経過した²¹⁾。初期の交渉

は、年金や最低年俸という従来の利益に向けられた；包括的労働協約(“CBA”)は、1973年に締結された。断続的なストライキの脅威があつたにもかかわらず、NBAにおける労使関係は安定していたし、継続的な合意に関する司法による審査を認める独自の協定のもとに処理されていた。この管理は、Robertson Settlementに由来し、反トラスト訴訟は、NBPAの会長Oscar Robertsonの名前でもたらされ、一連のRobertson判決に引き継がれた。

NBAとABA間の競争によって、平均的給与は1967年の2万ドルから1972年の7万ドルに上昇した。Robertsonによる集団訴訟は、両リーグの合併の可能性を阻止し、大学生ドラフト・統一的選手契約・オプション条項・保留条項に異議を申し立てるために、1970年にNBAプレーヤーによって主導されたものであった。Robertsonの主要な判決に先立ち、ドラフトの資格規定(draft eligibility rule)が、Spencer HaywoodがABAのチームとの契約を破棄し、Seattle Supersonicsと契約したDenver Rockets v. All-Pro Management, Inc. 判決²²⁾において検討された。NBAのコミッショナーは、Seattleの選手獲得を認めなかった。その理由は、Haywoodが大学をまだ卒業していないことと、高校を卒業してから4年経過していないというものであった。裁判所は、この無条件な制限は“集团的交渉拒否”(“group boycott”)として反トラスト法に違反しており、影響を被るプレーヤーのためのいかなる審理手続も規定されていないと、判示した。NBPAに好意的な予備判決は、その後、裁判所が合併を阻止する差し止め命令を維持し、プレーヤー拘束のほとんどがそれ自体で違法であると思われると判示したRobertson v. Nat. Basketball Assn. 判決²³⁾へと続いた；フリーエージェント補償金の制限的効果と相まっている時には、オプション条項であっても疑わしいとされた。Carter 地方裁判所判事は、プレーヤーは労働法上の救済に限定されるものではなく、拘束は反トラスト法に基づいた労働法上の適用除外によって救うことができるとした。その後、当該訴訟は、1970年と当該訴訟の最終判決日まで現役であったプレーヤーから成る集団訴訟を、Carter判事が認めたときまで続いた。

反トラスト訴訟は1976年に確定し²⁴⁾、Robertson 審理はリーグ合併と和解協定を承認する裁判権を維持した。裁判所は、当該和解が実質的には従来からのプレーヤー拘束を変更したものであり、新たな条件には明らかな違法性は見られないことを、指摘した²⁵⁾。オプション条項は、ベテラン選手の契約から取り除かれ、チームは、彼らのドラフト選択に関する無期限の権利をほぼ有してはいない。

チームのドラフト選択権は、現在、1年後に失効することとなった；その後プレーヤーは、2度目と最後に選択可能となった。協定は、プレーヤーの移籍を11年以上に拡大することを認めた。1981年まで、他のチームと契約したプレーヤーは、ペナルティー裁定を課されていないという条件付きで、コミッショナーによって決定されたフリーエージェント補償金に服従させられていた。その後の6年間、前のチームは、それに相当するオファーを申し出ることによる優先権を有していた。1987年以降、団体交渉で合意されない限り、フリーエージェント選手の契約に制約はなくなった。Marvin Webster の契約に関して与えられた補償金を再審理することを、裁判所の特別主事が命じた1979-80シーズンに、NBPA は、Robertson のもとの異議申し立てに成功した²⁶⁾。執行官は、協定の実施を精査することと、“バスケットボール技能の微妙な差異” (“nuances of basketball skills”) を査定するという独特な役割を継続した。

合併、フリーエージェント補償金も優先的選択権も、サラリーに関し何らの重大な障害をもたらさず、サラリーの平均値は、1983年には275,000ドルまで上昇した。NBA に所属するチームの経営状態は、延べ払い契約の拡大された負債によって影響を受けた。Robertson settlement¹ を盛り込んだ新たな包括的労働協約は、1980年に合意されたが、それは、チーム給与の運用に重大な変更をもたらした1982年シーズン末の契約であった。

C. サラリーキャップ制度

1980年代の初期に、NBA チームの多くは、ABA との長期にわたる競争によって弱体化し、わずかな登録選手と長期に及ぶ日程から収益を得ることはで

きなかった。ささやかなレベルに留まったサラリーと放映契約に相応して、収益が減少したため、大多数のチームは赤字に陥った。1982年から1986年のCBSとの契約は、各チームに1シーズンにつき約100万ドルをもたらした。各チームは、これとは別に、ケーブルテレビ放送から240,000ドルを、“地元のテレビ放映契約から、100,000ドルから100万ドルの範囲でプラスアルファ”を得た²⁷⁾。1982年の夏季に、CBAとの新たな交渉が始まったとき、オーナー側は、最初にプレーヤーの様々な利益を取り除くことを提案したが、その後、議論はチームサラリーの新たな規制方法へと移った。プレーヤー側が、新たな協約の最終期限を4月1日に設定したことによって、オーナー側のプレーオフ収入が危険にさらされた1983年2月16日以降、シーズン半ばでの交渉は抜き差しならない状態となった²⁸⁾。

オーナー側は、プレーヤーの補償金をリーグ収益の歩合に連結させることを提案し、チーム年俸の最大限を400万ドルとした。プレーヤー側は、その時サラリーキャップ制の考え方に同意したが、最小限度額を憂慮し、1987年のRobertson Settlementの満期後まで実施を遅らせようとした。1982年におけるストライキ中のNFLプレーヤーの例に従い²⁹⁾、NBPAは、リーグ収益に相応する分け前を55%とした。ほとんどのチームに適用できるサラリーキャップ方式を規定した4年間の包括的労働協約に両当事者が合意した1983年3月31日に、和解に達した³⁰⁾。1984-85シーズンを皮切りとして、プレーヤー側はリーグの“確定した総収入”(“defined gross revenue”)の53%もしくは360万ドルのチーム年俸上限より多くを受取ることができることとなった。確定したリーグ総収入には、レギュラーシーズンとその他のゲームの有料入場者収入と放映権収入が含まれていたが、売店とNBA財産からの収入は除外されていた。サラリーキャップ制の目的は、給与にいくらかの平衡をもたらし、高額な才能あふれるプレーヤーを囲う富めるチームを制限することにあつた。だが、同協約には、チームが当該チームのフリーエージェント選手といかなる代償を払っても再契約できること、もしくは当該プレーヤーに前のサラリー

の100%で復職させることができるという例外が含まれていた。その他の例外として、負傷したプレーヤーもしくは引退したプレーヤーと前のサラリーの50%で復職させる権利も含まれていた。

新たな包括的労働協約の合意において、NBPAは、リーグの財政が安定していてリーグ収益を分配できる間、フリーエージェントを維持することを目指していた³¹⁾。同協約は、1983年6月13日に司法の場で受け入れられ、サラリーキャップ制を回避する契約規定を再検討することによって、Robertson法廷はその支配を維持した³²⁾。その利益が直接的に交渉の場で申し立てられていない新人選手の契約に制限を加えることに関しても、Robertson法廷の異議が起こされた。チームの許容額内にある場合には、ドラフトで獲得されたプレーヤーは、ドラフト1位指名選手に対して75,000ドルが適用される最低保障年俸で、1年契約を締結することができる。だが、新人選手は1年後にフリーエージェント選手となる（そして、サラリーキャップ制と無関係に、再契約することができる。）Philadelphia 76ersが、1984年にLeon Woodを選択したとき、彼は初年度のオファーに全く感動することなく、他のチームと交渉することを認める差し止め命令を求めた。包括的労働協約における制限は、反トラスト法に由来する労働法上の適用除外によって保護されていると判示された時、この主張は否定された³³⁾。そのためWoodは最初の不利益を被ったが、他方で、他の優れた新人選手は、給与に対して必要な調整をするチームと有利で長期にわたる契約を結んだ。

“緩やかな” (“soft”) サラリーキャップ制は、自由市場入札に例外と幾ばくかの制限をもたらしたものの³⁴⁾、NBAがテレビ放送収益の増収を確実にするにつれ、保障された収益の分配はサラリーの継続的上昇につながっていった。1984年には、平均年俸は34万ドルとなり、包括的労働協約が1987年6月に失効したときには、50万ドルを超えた。新たな包括的労働協約が1988-94シーズンに適用されたとき、旧協約は1987-88シーズンに継続的に実施された³⁵⁾。新協約の4条と5条は、新人ドラフトを2ラウンドに減らし、徐々に

優先的選択権を制限していった：1992-93 シーズン後、少なくとも4シーズン NBA でプレーしたベテラン選手は、2度目の契約が履行されれば、無制限のフリーエージェント選手となることができることとなった。包括的労働協約はサラリーキャップ制の例外を維持しており（7条Fを参照）、確定した収益の53%をプレーヤーが受取るシステムを継続している（7条Dを参照）。サラリーキャップ制は、この53%もしくは確定されたチーム総収入（例えば1993-94シーズンは、1,080万ドル）以上となりえた。チームの最低年俵は、まず確定したリーグ収益の53%を調査し、次に各チームの平均値を確定し、最後に総収入の53%から平均値を超えるチームの人件費の総額を差し引くという段階的プロセス（iterative process）によって算出される；最低年俵の初期推定値は、平均値を下回るチーム数によって割られた差額となる³⁶⁾。1993-94シーズンまで、最低チーム年俵は1,230万ドルに設定され、サラリーキャップ額は1,520万ドルであった。その当時のNBAの平均年俵は、130万ドルであった。

包括的労働協約には、サラリーキャップ制を回避する協定を締結しないことを保証する7条Hが含まれていた。同様に、選手契約に報酬もしくは将来的再交渉に関する“隠された契約”（“undisclosed agreements”）を付することができなかった。Bridgeman v. Nat. Basketball Assn. ; In re Dudley 事件において³⁷⁾、リーグは市場価格の半額でのChris DudleyとPortlandの契約に、前のチームのNew Jerseyとの交渉から明らかであるとして異議を申し立てた。7年間の保障契約には、1年後にプレーヤーが契約を打ち切りフリーエージェント選手になることを認める明示的な“1年条項”（“one-year out”）が含まれていた；新たな交渉の後、Portlandはサラリーキャップ制にもかかわらずDudleyと再契約することができた³⁸⁾。裁判所は、特別裁判所主事の報告書を再審理し、Dudleyの契約には労働協約違反が認められないことを判示した。免責条項の広範囲に及ぶ使用は、サラリーキャップ制の目的を崩壊させるにもかかわらず、包括的労働協約にはそれを除外する規定は存在しなかった。それ故、Dudley判決に

よって、プレーヤーが1年条項を遂行した時点で、当該プレーヤーは自由市場で他のチームと交渉することが可能となった。

リーグとNBPAは、1994-95シーズン中にロックアウトもしくはストライキを行わないことを誓約した。Nat. Basketball Assn. v. Williams 事件において³⁹⁾、リーグは、失効した包括的労働協約でフリーエージェントやその他の拘束を適用し続けることができるという確認を得た。当該シーズンは、1,590万ドルに設定されたサラリーキャップ制で正式にプレーされた。両当事者は、1995年6月に新たな包括的労働協約を定めたように見えたが、その後反対派のプレーヤーがその手続に反対し、NBPAの資格を撤回するよう申し立てたが不成功に終わった⁴⁰⁾。プレーヤー側の代理人が同協約の承認を拒否した後、リーグ側は、その汚点のない歴史における最初のロックアウトを宣言した。その後の更なる交渉によって、修正された6年間の包括的労働協約がもたらされ⁴¹⁾、RaptorsとGrizzliesによって初めて開催されたシーズンが、定刻通り始まった。

新たな包括的労働協約のもと、プレーヤーは“バスケットボールに関連する収益” (“basketball-related income”) の48%を受取ることとなり、その収益には、現在、個室付き観覧席、売店、駐車場、広告看板、スポンサー契約なども追加されている。推定的収益成長率によれば、300万ドルの平均年俸を得る2000-01シーズンまでに、サラリーキャップは3,250万ドルに設定されることになる。各チームは、2000-01シーズンに収益が減少した場合、2,800万ドルが保障されているサラリーキャップに75%を費やさねばならなくなる。契約期間中のサラリーの急騰 (“ballooning”) を阻止するためには、年間の賃上げが20%を超えてはならないのである。1997-98シーズンまでに、ベテラン選手の適用除外は、3年条項 (“three-year out”) になるだろう。フリーエージェント選手が当該チームに3年間在籍したら、そのチームは当該フリーエージェント選手に多額の給与を支払わねばならなくなる。そのため、NBAの“緩やかな” (“soft”) サラリーキャップ制のその他の適用除外は、以下のようになっている。

1. 2年契約を満了したプレーヤーは、75%の増額もしくは平均的NBAサラリー以上で、所属するチームと再契約することができる；新たな契約は、少なくとも2年間でなければならない。
2. 包括的労働協約の期間中3回、チームは複数のプレーヤーと総額100万ドル以上の単年契約を結ぶことができる。
3. チームは、新人選手最低年俸の最大120%までで、第1指名選手と契約することができる⁴²⁾。
4. 前シーズンのサラリーに8%を加算し、最大で平均的サラリーまでで、負傷したプレーヤーサラリーの50%で、交代要員と契約することができる。
5. チームは、適用可能な最低保障年俸で、プレーヤーと1年契約を結ぶことができる。
6. 移籍契約金が、その15%に10万ドルを加算していれば、チームはトレードをすることができる。

包括的労働協約から優先的選択権が除外されれば、全てのプレーヤーは、当該契約終結時に無制限なフリーエージェント選手になる；新人選手の最低保障年俸がフリーエージェントによってパイの取り分が増えるという有利性を、ベテラン選手が享受することとなる。サラリーキャップ制の適用除外が、“確定した総収入”の古い定義の63%を上回るプレーヤー収益をもたらしたら、NBAは、1997-98シーズン後に包括的労働協約を再開する権利を手に入れることになる。

D. その他の問題

NBAは、首尾よくリーグの企業イメージを発展させ、安定的選手関係をもたらした共同のプログラムを牽引した⁴³⁾。サラリーキャップ制は、プレーヤーに市場開拓を手助けすることを促す利益分配の一方法である。その上、リーグは、違法な薬物を使用したプレーヤーに取り組む進歩的プログラムを設立した。それにもかかわらず、NBAは、その商業的名声と乱闘やその他の暴

力行為の場合に、罰金や出場停止以外の方法を擁護するための制裁措置に依存している。統一的選手契約と包括的労働協約は⁴⁴⁾、チーム⁴⁵⁾とリーグの懲戒権限を認めており、それにはNBAのゲームでの賭け事に関与したことが発覚したプレーヤーを出場停止もしくは追放するコミッショナーの自由裁量権が含まれている；コミッショナーによるそのような認定もしくは裁決は、“最終的な、拘束力のある、決定的な、上訴できない” (“final, binding, conclusive and unappealable”) ものとして宣言されている⁴⁶⁾。この強硬路線は、大学⁴⁷⁾やプロプレーヤー⁴⁸⁾を含む初期の不幸事に由来し、賭博や八百長行為とのつながりを廃絶するために、裁定の継続性に反映されているものである。

1980年代の初期におけるプレーヤーによる薬物使用の報告書は、リーグに内密なカウンセリングと教育機関を設立させた。その後、NBPAは、1983年に“NBPA反薬物プログラム”に同意した。それは、包括的労働協約の33条に組み込まれ、禁止薬物に関連するスクリーニングと懲戒に対する独占的権限となっている(33条(12)参照)。同プログラムはコカインもしくはヘロインの使用に適用され、資格剥奪という究極の制裁措置と治療を併用している。プレーヤーは、彼らの問題性を認め、それによって厳罰を回避するよう奨励されている。

“自発的に前向きに取り組んだ” (“come forward voluntarily”) プレーヤーには⁴⁹⁾、カウンセリングと医学的支援が提供されるが、治療とアフターケアに従わねばならず、これを順守しなかった場合には、無給の出場停止が課せられる(33条(2)参照)。二度目に“自発的に前向きに取り組んだ” プレーヤーは、治療期間中、無給の出場停止となり(33条(9)参照)、その後の関与を白状した場合には、解雇される。従って、同プログラムは“仏の顔も三度まで” (“three jams and you're out”) に立脚しており⁵⁰⁾、前向きに取り組まない他のプレーヤーの即時禁止を規定しているものである。禁止薬物の使用・所持・譲渡が発覚したプレーヤー(もしくは類似の犯罪で有罪とされたプレーヤー)は、NBAから永久追放される(33条(1)参照)が、多くのプレーヤーは2年後に

復職を申請することができる(33条(10)参照)。復職は、コミッショナーとNBPAの自由裁量であり、定期的検査を条件として課すことができる。薬物使用の嫌疑に“合理的な理由”(“reasonable cause”)がある場合に、プレーヤーを捜査することができる薬物乱用捜査の“専門家”(“Expert”)を、同プログラムは指定している；“専門家”には、その後特定のプレーヤーに対して抜き打ち検査をする権限が与えられている(33条(6)参照)。また、同プログラムは、トレーニングキャンプ中に、新人選手に対して必要な検査をすることによって、新人プレーヤーをふるいにかけることを求めている(33条(11)参照)。

NBAは、才能のあるプレーヤーが国際的な場に出ることを奨励しており、若者が選択するティームスポーツとしてのバスケットボールを樹立した。リーグは、ヨーロッパ地域による競争力の激しいリクルートによって幾人かの卓越したプレーヤーを失う可能性があるにもかかわらず、バスケットボールへの世界的な関心から恩恵を受けている。NBAは、Chicago Bullsに興味を引きつけられている Superstation のゲーム放映問題に直面しているが⁵¹⁾、テレビ局等からの収益は著しく増加している：1994年から1998年までのNBCとTurnerとの契約は、リーグに年間27,500万ドルをもたらした。1995年にリーグ収益からの広範な賞金を獲得し⁵²⁾、もはやサラリーキャップ制は必要ないという提案に基づいて、それを最後まで追求しなかったプレーヤーによって、その繁栄は現在分配されている。NBAは成功を収めるマーケティングと労使関係のモデルを提示している；その他のリーグは、それ自体のビジネス課題の全国的な解決策のため、Naismith時代のゲームに一般的に関心を向けている。

注

- 1) S.F. Wise and D. Fisher, *Canada's Sporting Heroes* (Don Mills : General Publishing Co., 1974), pp. 75-78; K. Myerscough, “The Game with No Name: The Invention of Basketball” (1995), 12 *Int. J. of the History of Sport* 137.
- 2) C. Macdonald, *The Edmonton Grads: Canada's Most Successful Team* (MHK

- thesis, University of Windsor, 1976), p. 178. The Grads は、1915 年から 1940 までプレーした。その成績は、時として 502 勝 22 敗ともされる。
- 3) The Financial Post, Jan. 19, 1995, p. 52.
 - 4) R.G. Noll, “Professional Basketball: Economic and Business Perspectives” in P.D. Staudohar and J.A. Mangan, The Business of Professional Sports (Urbana: University of Illinois Press, 1991), p. 18 at 19-22.
 - 5) G. Dickey, The History of Professional Basketball since 1896 (New York: Stein and Day, 1982), pp. 29-31.
 - 6) Levin v. Nat. Basketball Assn., 385 F.Supp. 149 (1974); Nat. Basketball Assn. v. SDC Basketball Club, Inc., 815 F.2d 562 (1987).
 - 7) Riko Enterprises, Inc. v. Seattle Supersonics Corp., 357 F.Supp. 521 (1973); Professional Sports Ltd. v. Virginia Squires Basketball Club, 373 F.Supp. 946 (1974). 歴代のコミッショナーは、Maurice Podoloff (1946-63), Walter Kennedy (1963-75), Lawrence O’Brien (1975-93), David J. Stern である。
 - 8) Central New York Basketball, Inc. v. Barnett, 181 N.E.2d 506 (1961) (差し止め命令が認められた；並外れた技術を持つプレーヤーの代りは、幾らでもないものではない；その正当性を維持するために、契約は 1 年条項を承諾するものとして解釈された)。
 - 9) G. Davidson and B. Libby, Breaking the Game Wide Open (New York: Atheneum, 1974), pp.25-115.
 - 10) Connecticut Professional Sports Corp. v. Heyman, 276 F. Supp. 618 (1967) (差し止め命令は認められなかった；契約を打ち切る権限における相互関係と公平性の欠如)；Community Sports, Inc. v. Denver Ringsby Rockets, Inc., 240 A. 2d 832 (1968) (プレーヤーは、ABA で特別に “自身を向上させる権利” (“right to better himself”) があった)。
 - 11) Minnesota Muskies, Inc. v. Hudson, 294 F.Supp. 979 (1969) (差し止め命令は、ABA ティームの代理人を否定した；オプションが行使可能であったとき

- の契約選手の“汚れた手”(“unclean hands”); *Munchak Corp. v. Cunningham*, 457 F.2d 721 (1972) (オプション後に“やましいところなく”(with “clean hands”)チームを去るための交渉). *Erving v. Virginia Squires Basketball Club*, 468 F.2d 1064 (1972) (調停の結果が出るまでの“Dr. J”に対する差し止め命令); *California Sports, Inc. v. Chamberlain*, 61 L.A. 1066 (Dec. 4, 1973, Seitz) も参照。
- 12) R.C. Berry, W.B. Gould, P.D. Staudohar, *Labor Relations in Professional Sports* (Dover: Auburn House Publishing Co., 1986), pp. 165-70.
- 13) *Lemat Corp. v. Barry*, 80 Cal.Rptr. 240 (1969) (San Francisco Warriors から Oakland Oaks への移籍 (“jump”); オプション年をみの差し止め命令); *Washington Capitals Basketball Club, Inc. v. Barry*, 304 F.Supp. 1193 (1969); *affd.* 419 F.2d 472 (1969) (San Francisco への復帰を阻止する差し止め命令; 指名されたチームの手はクリーンであった)。
- 14) 第 8 章 B を参照。バスケットボールは、*Washington Professional Basketball Corp. v. Nat. Basketball Assn.*, 147 F. Supp. 154 (1956) において、州際通商に影響を及ぼすことが認められた。NBA と ABA との合併に関して、議会は反トラスト法上の適用除外を認めることを拒否した。
- 15) *Professional and Amateur Sports Protection Act*, P.L. 102-559, 102d Cong., 2d Sess. (1992). *Legislation Prohibiting State Lotteries from Misappropriating Professional Sports Service Marks*, Hearings before Senate Subcommittee on Patents, Copyrights and Trade Marks (101st Cong., 2d Sess., June 26, 1990) も参照。
- 16) B. Connor and N. Russell, *Slam Dunk: The Raptors and the NBA in Canada* (Scarborough: Prentice Hall, 1995).
- 17) *The Globe and Mail*, Toronto, Feb. 11, 1994.
- 18) *Northwest Sports Enterprises (the Vancouver Canucks)* は、当初はアリーナを発展させるよう手配し、NBA のフランチャイズ権を申請した。Northwest の

Arthur Griffiths と McCaw グループは、その後 Northwest とアリーナの割当を引受け、NBA のフランチャイズ権を首尾よく申請した。申立てられた Northwest 企業の好機獲得については、Primex Investments Ltd. v. Northwest Sports Enterprises Ltd., [1996] 4 W.W.R. 54 (B.C.S.C.) を参照。

- 19) Standard Broadcasting の Allan Slaight は、1996 年 12 月に Bitove を買収した；少数株式は、Nova Scotia 銀行、Isiah Thomas 並びに David Peterson のよって保有されている。加盟グループと最終選考については、The Globe and Mail, Toronto, Sept. 18, Oct. 1, 2, 1993 を参照。
- 20) The Globe and Mail, Toronto, Sept. 29, 1995. Raptors は、Postal Delivery Building の用地を取得し、市からその一区画を獲得した。
- 21) 同協会は、Bob Cousy によって組織された。Lawrence Fleisher は、1962 年から 1988 年まで事務局長の役割を果たした；それ以降、交渉は Charles Grantham と Simon P. Gourdine によって率いられた。
- 22) 325 F. Supp. 1049 (1971); Haywood v. Nat. Basketball Assn., 401 U.S. 1204, 91 S.Ct. 672 (1971) も参照。リーグは、その後、“下級生” (“underclassmen”) に財政的もしくは大学の“困難性” (“hardship”) を公表することを認め、現在は単に高校を卒業したことを要求している。
- 23) 389 F. Supp. 867 (1975).
- 24) Robertson v. Nat. Basketball Assn., 556 F.2d 682 (1977).
- 25) 前掲判例 at 686.
- 26) Robertson Class Plaintiffs v. Nat. Basketball Assn., 625 F.2d 407 (1980); varg. 479 F. Supp. 657 (1979) (コミッショナーは中立的な政策決定者ではない；判事補佐官は、“新たにチームに加わったベテランフリーエージェント選手の価値よりも著しく超える”報酬を再検討しなければならない)。The New York Times, July 8, 1980, p. B 11 (新たな裁定額が命示された)。
- 27) P.D. Staudohar, The Sports Industry and Collective Bargaining, 2d ed. (Ithaca: ILR Press, 1989), p. 103.

- 28) The New York Times, Feb. 17, 1983, p. 26.
- 29) 第4章C, 2を参照。Berry, et al., 前注12, pp. 123-52も参照。
- 30) The New York Times, April 1, 1983, p. 24.
- 31) Matter of Nat. Basketball Assn., 630 F. Supp. 136 at 136-37 (1986)を参照。
- 32) 前掲判例 (Leonard Robinson は、引退選手であり、ベテランのフリーエージェント選手ではないと、調停人が裁決した；Knicks の Albert King に対する修正されたオファーは、“桁外れのボーナスと標準以下のサラリー”であった；協約の“とんでもない軽視”(“egregious disregard”)は、“壊滅状態にある”(“in shambles”)リーグの利益を見捨てかねない)。J. P. Newton, “Suggestions for the New Collective-Bargaining Agreement in Professional Basketball...” (1987), 19 Conn. L. Rev. 1001も参照。
- 33) Wood v. Nat. Basketball Assn., 602 F. Supp. 525 (1984); affd. 809 F.2d 954 (1987). 第4章C, 3を参照。
- 34) S.J. Foraker, “The National Basketball Association Salary Cap: An Antitrust Violation ?” (1985), 59 S. Cal. L. Rev. 157; D.A. Daspin, “Of Hoops, Labor Dupes and Antitrust Ally-Oops...” (1986), 62 Ind. L. J. 95.
- 35) Bridgeman v. Nat. Basketball Assn., 675 F. Supp. 960 (1987) (労働法上の適用除外は、CBAの満了を切り抜けて生き残る)；NBAのCBA, 12条(権利の留保)。第4章C, 3を参照。
- 36) もしもチームサラリーが最初の評価額の最低とチームの最高額の間であつたら、更なる算定が必要となる。
- 37) 838 F. Supp. 172 (1993).
- 38) 1994年に、リーグがその後の諸契約を否定しようと試みたとき、既判力(res judicata)もしくは争点効(collateral estoppel)によりDudley I判決に拘束されることが支持された。Dudley IIについては、M. Hertz, “The National Basketball Association...” (1995), 5 Marq. Sports L. J. 251を参照。
- 39) 45 F.3d 684 (1995); affg. 857 F. Supp. 1069 (1994). G. St. Louis, “Keeping the

Playing Field Level: The Implications, Effects and Application of the Non-Statutory Labor Exemption...” [1993] *Detroit C. L. Rev.* 1221.

- 40) 第4章C, 3 参照。
- 41) “Outline and Key Terms of Collective Bargaining Agreement between NBA and NBPA” (NBA press release, Aug. 23, 1995).
- 42) CBA に基づけば、1998 年に、新人ドラフトは 1 ラウンドに減少される。ドラフト 1 位指名選手は、新人選手の最低年俸の 20% 以内で、3 年契約が保障されねばならない。1995-96 シーズンでの第 1 指名選手の最低年俸は、3 年間の総額で 710 万ドル（もしくは 20% 増の 850 万ドル）であった。29 回の選択総額は、140 万ドル（170 万ドル）であった。
- 43) NBA の公式戦のロックアウトについては、*Nat. Basketball Assn.*, [1995] *OLRB Rep. Nov.*, 1389（ロックアウトは、調停手続を順守していないため、州法の下では違法とされている；NBC は、オンタリオ州では正規の公式戦を行うことを必要とされていた）。更に第 4 章 D, 3 を参照。
- 44) *UPC of NBA*, 4 条項（クラブルール）、5 条項（選手の品行）、6(d) 条項（禁止薬物の使用）、15 条項（リーグの懲戒権）；*CBA of NBA*, 23 条；付属文書 G, “標準的クラブルール”。
- 45) もっとも、*Atlanta Hawks v. Willoughby* (July 15, 1977, Seitz)（選手が批判的なコメントをした；“弊害をもたらす” (“detrimental”) 行為に関するチームルールは、書面によらなければならない）；*King v. Utah Jazz* (1980, Nicolau)（チームは、保障契約の下では出場停止権限を保持しているが、性犯罪で選手が逮捕された時のわずかな嫌疑に基づいて行使した）；*Caldwell v. Munchak*, 548 F. Supp. 755 (1982)（契約の不当な解除；*Marvin Barnes* の一線を画した選手との関与は、“クラブの最善の利益に対して弊害をもたらすもの”ではなかった）。
- 46) *UPC of NBA*, 16 条項。
- 47) 1961 年のアイオワ大学での八百長試合に関与した疑惑のために、リーグ

から追放されていた Connie Hawkins によって起こされた訴訟で、NBA は 1969 年に和解した。Saunders v. Nat. Basketball Assn., 348 F. Supp. 649 (1972) (反トラスト法違反訴訟が失効する時効期間) も参照。

- 48) Molinas v. Podoloff, 133 N.Y.S. 2d 743 (1954) (出場停止を解除する差し止め命令が否定された；ギャンブラーとの交際が認められたことによる“クリーンハンド”の欠如；聴聞を要求することは、“無益なそぶり”であろう)；Molinas v. Nat. Basketball Assn., 190 F. Supp. 241 (1961) (反トラスト訴訟は否定された；ルールと出場停止は合理的かつ必然的であった)。
- 49) NBPA もしくはリーグ事務所へそのような要求の直接的な対話をすることによって、選手が“自発的に前向きに取り組む”のである。
- 50) 3 回の陽性検査後の Michael Ray Richardson の追放については、The Globe and Mail, Toronto, Feb. 26, 1986 を参照。
- 51) 第 3 章 B, 4 参照。
- 52) バスケットボールに関連する収益(“BRI”)の 48% を分配することは、その総収入(“DGR”)の 59% と同一視するものである。